

報告第1号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成29年3月2日提出

多可町長 戸田善規

専決第 10 号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成 28 年 12 月 8 日専決

多可町長 戸田 善規

記

事故の区分及び	賠償事故
事故発生年月日	平成28年10月6日 午前10時30分頃
事故発生場所	多可町加美区的場
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	
事故の概要	敷地内の草刈り作業中に小石が跳ね上がり、付近に駐車してあった車の助手席側のガラスが破損した。